# 山路澄子略伝<戦後編>

--1954年8月~1955年7月--

伊佐山潤子・関 志比子

はじめに

本稿は、先に発表した「山路澄子略伝<戦前・戦中篇>」の続きを「<戦後篇>」と題して述べるものである。

ただし、山路氏の戦後の活動は非常に長期間、しかも広範囲に及ぶもので、到底それらを一度にまとめることはできない。そこで今回は時期を1954(昭和29)年8月から1955(昭和30)年7月までの約1年間に限り、売春禁止法制定促進のために県下の女性たちの先頭に立って活躍された様子を記したいと思う。

この時期の県下の様相に関しては、既に芳即正氏の著作。にかなり詳しく、また、吉井和子氏の近著にも山路氏への言及が見られるのであるが、筆者が1989(平成1)年から1993(平成5)年にかけて直接山路氏にお聞きしたお話と、その間の調査で得られた事項にはこれまで未発表のものもあり、前記2著作をいくらかでも補う内容になり得るのではないかと考える次第である。

文中敬称は省略することをあらかじめお断りしておく。

-

1954(昭和29)年8月,澄子が仰天する事件が発覚した。世に言う「松元事件」である。天洋建設会社の社長松元道生とその妻田鶴江が,自身の経営する旅館「松元」を舞台に,台風の復旧工事などの指名入札にからんで土木関係の公務員を買収し,しかもその贈賄が金品ではなく15歳から18歳未満の者9名を含む20数名の女性の身体によってなされたという点で世間を驚かせ,また,贈収賄関係者以外にも「松元」には地元の地名士が多数出入りしていたことも次々と明るみに出て,全県下を揺るがす一大事件となった。

澄子はこのことを農業委員の会合の席で初めて知った。ある委員から、「あの松元荘のあんな事件に、婦人会の人は何もしないんですか」といきなり言われてびっくりした。一部地元新聞が沈黙していたため、澄子は事件について全く知らなかったのである。

「それでびっくりして、それから活動し始めた。何とかしなくちゃと思っていたら、宮崎さんから話があって、内藤さんとか藤武さんとかみんな集まって、これは大変な問題だっていうことで、それから動き出した」そうである。「宮崎さん」とは当時労働省鹿児島婦人少年室長であった宮崎たかる、「内藤さん」とは鹿児島婦人連絡協議会会長の内藤ふゆ子、「藤武さん」は県婦人問題審議会委員の藤武五百子である。

しかし、女性たちの本格的な活動がなされたのは事件の翌年、1955(昭和30)年になってからで、54年の段階では「いろいろな話し合いは持っていたんだけれど」具体的活動にまでは結びついていなかった。「松元事件」発覚直後、54年9月に藤原道子参議院議員が来鹿し「その一端を調査し

て」、「これはおそらく大きな社会問題になると期待しておりましたところが、その後あらゆる方面からの圧力で、この問題がもみ消されてあまり世論を喚起していない。」状況だったのである。

世論が盛り上がらなかった理由として、「あらゆる方面からの圧力」うんぬんはともかく、「大新聞が枕を並べて事件に関係が」あるというのでは、まずマスコミの報道自体低調にならざるを得ないだろうし、また、贈収賄事件として大々的に取り上げられたために売春問題が見えにくくなってしまった点は否めない。しかしそれよりも問題だったのは人々の意識の低さであったように思われる。「事件関係者が知名士であったが直接汚職事件とは関係なく道義的な問題だけであったため……各団体が積極的な反応を示さなかった」との指摘は重要であろう。

女性の身体を買うことはその人格を冒瀆することであるから悪い,と考える人が全国調査ではわずかに 2% 同時期の鹿児島県の調査ではこれより高いがそれでも 18.5% , そういう時代であった。「松元事件」より少し前の秋田県の人身売買に関する工藤誠爾の発言,「あれだけの事件が……起っているから当然社会的反響を呼ぶと思われるのにそれが全然問題にならないというところに,社会一般の人の人権意識の低さということを証明していると見るのであります  $\{\gamma_{13}\}$  とのことばは,そっくりそのまま鹿児島県にもあてはまるものと思われる。人権意識の低さは本県だけの問題ではなかったようである。

ともかく世論は全く盛り上がりを見せず,事件はうやむやのうちに闇の中へ追いやられようとしていた。

それでも澄子は事件を知った時、「相当の地位のある人たちにそんなひどいことがよくもできたものだ」と「激怒」したことを、その後もずっと忘れなかった。澄子の年代の女性は特に「純潔を大切にする考えがあったから」その怒りは大きかった。大人が承知の上で我が身を売るというのならまあ仕方がないが、何も知らない少女たちを相手にするのは許せない。「連れて行かれた人たちは何もわからないで行ったんだと思う」と澄子は言う。ただ、「提供された男性の中に一人だけね、こういう所に来るんじゃないよと言って」少女を諭して帰した人がいたそうで、それが澄子には一抹の救いに思えた。

多少の事実誤認や,澄子自身の潔癖な性格に由来するとはいえ,その時に感じた激しい怒りがその後の活動のエネルギーになって行ったようである。

2

「松元事件」発覚以来半年余り、何かせねばという思いのみ強く、いろいろな人たちと頻繁に話し合いはしても、具体的行動については模索の日を送っていた澄子は、1955(昭和30)年4月、県婦人会長に選ばれた。20万人からの会員を擁する、当時県内では最大の婦人団体の長である。

澄子が婦人会にかかわるようになったのは帰国後2年ばかりしてからであった。農繁期に放っておかれる子どもたちの様子を見かねて託児所を創ることにした時から澄子の地域活動は始まり、その後婦人会に誘われてはいたのだが、「婦人会というものに嫌悪感を抱いていた」ので断っていた(18)というのは、戦前、東京で澄子の知っていた「愛国婦人会」が「上流社会の人たちの社交機関のようになっていて」それに対する反発があったからである。ところが、「いろいろ地域で活動してい

#### 山路滑子略伝<戦後編>

るうちに、結局婦人団体のようなものがなければ公民教育ができないということを発見して」、また、「当時の婦人会は部落を中心に、部落をもり立て、部落の民度を高めるということを一番の目的にしていたので」加入することを決め、早くも1950(昭和25)年には姶良町婦人会長をつとめていた。

その間の詳しい経緯はまた別稿にゆずるとして、ともかく、県下最大の婦人団体の長というポストにあれば、「松元事件」以来動こうにも動けなかった女性たちの状況を変えることができる。澄子がまず手をつけたのは、それまでばらばらに活動していた各種の婦人団体をひとつにまとめて、県下の女性たちを大同団結させることであった。

婦人団体の横のつながりを何らかの形で作るという考えは、「松元事件」あるいは売春問題に取り組むためにその時浮かんだものではなかった。澄子は前々からそういうことを考えていたのである。その頃、看護婦や栄養士、保母などの地位は大変に低かった。それぞれ組織がないわけではないが、何しろ小さい集まりなので活動してもなかなか成果があがらない。そのようなところも含めて、いろいろな職場で働いているのは「婦人会の我々の娘たちなのだから、そういう人たちにも全部集まってもらうことによって、本当の婦人の活動ができるのではないか、と、前からそういう考え方はしていたわけ」。それが売春問題がクローズアップされてきて、これに対しても「婦人会だけではだめで、他の婦人団体みんなが一緒になってやらなきゃいけない」との思いから、団結実現の方向へ動き出した。それを一番大きい団体の長である澄子から呼びかけるのは当然の成り行きであった。

早速、婦人週間の大会で「鹿児島県婦人団体連盟」の結成を提案して承認された。

折しも、同じ婦人週間に東京大森で少女売春事件が発覚、衆参婦人議員団の取り上げるところとなり、同時に、それまでうやむやになっていた「松元事件」も再調査の要ありということで、改めて鹿児島が全国的に注目されることになった。5月10日、11日、12日と各新聞が連日「松元事件」を大きく扱い。これに勢いを得たように澄子たちの活動は活発化した。

宮崎たかゐも、「過日国会婦人議員団により取り上げられる事が報道されてより、本県ではにわかに色めき立ち、『今さら古傷を洗って県民の恥だ』とする見方と、『徹底的にやってほしい』とする見方とで県下をあげてこの問題でもち切って居ります。……婦人は全般的にモヤモヤとしたベールを取り除かれたかの如く非常に勇気を得、どれ程問題をなげかけても立上らなかった婦人が今勇かんに活動を始めました。」と記している。

5月11日,宮崎たかゐの仲介により県下の約25団体の代表が集まって「鹿児島県婦人団体連盟」 の発足について協議がなされ、次の事項を申し合わせた。

- 1. 衆参両婦人議員団に感謝し激励の打電をする事
- 2. この際売春禁止法制定促進運動並びに社会の浄化(純潔)運動に各種団体は立上る事
- 3. 売春禁止法制定促進大会と署名運動を婦人議員団の来鹿を待って行う予定にて婦人議員団の来鹿方懇請する事、婦人少年局からも実施方援助されたい事を依頼する
- 4. その後準備委員は再三会合を開き次の諸事項について調査及び運動を進める必要を認め対策をねる事にした

- (イ) 「まつもと」事件の総合調査の実施
- (ロ) 高校生の下宿生活の正しいあり方の啓蒙と学校寄宿舎の設置の実施について
- (ハ) アルバイトについての検討

以上の4項目のうち、「1」の打電は11日当日すぐになされた。

この時参集したのは澄子の率いる地域婦人会を筆頭に、看護婦協会、栄養士協会、保健婦協会、婦人の友の会、婦人読書会、農協漁協各婦人部、鹿教組婦人部等であった。「いわゆる保守系の婦人団体ばっかりではなんにもならないから、鹿教組の婦人部にも呼びかけた」ら「あれは左翼だと思われ」たり、たまたま東京に「婦団連」という同名の共産党の団体があってアカだと言われたり、いろいろと困惑することもあったらしいが、とにかくここに女性たちの一大連合が誕生して、澄子はその代表(理事長)になった。

この組織の発足にあたって澄子は「国連方式」を採用するよう提案した。「代表は小さい国も大きい国も全部一人ずつしか出ていない。で、同等の権利を持っている。これが理想だと思う。大きい団体はそれだけの負担をする、小さい団体はそれに応じた負担をする、これは当然。それこそが民主主義の実態じゃないかと主張した」のである。結局はこれが受け入れられたが、会員20万人の団体も数名からなる団体も全く同等にというあり方はなかなか理解してもらえず、大きい団体は資金もたくさん出すのだから代表もたくさん送れという意見が後々まで消えず、問題を残すことになった。「まあ、私のは理想論ですよね」と澄子はこの話をした時笑っていた。

組織はできても資金がなくては活動はできない。

婦人会では当時、シベリア抑留者の帰還援助をしていた。「一人一円運動」といって、会員一人が一円を拠出する。それで舞鶴港などに到着した人々の帰郷費用その他の援助をしていたそうである。一人一円といっても、20万人の会員が全員拠出すれば20万円になる。散髪代が140円から150円くら $V_{(24)}$ という時代の20万円である。その半分を売春禁止法制定促進運動にあてることにして、それですべてまかなったという澄子の話であった。

こうして資金面も含めて女性たちの態勢が一応整い,本格的な実態調査,署名運動等が進められることとなった。

3

澄子は住まいが姶良町にあったため、鹿児島市内の実態調査には加われなかった。当時の集娼地域「沖の村」や、いわゆる「街娼」が多かったと言われる易居町辺りに出かけて行ったのは、前述の宮崎、内藤、藤武、それに小田愛子(市母子係長)と関係諸機関の職員達であった。みんな子供をかかえた主婦でもあったが、夜11時、12時頃に出て行っては男女双方から話を聞いたりアンケート調査をしたりしたそうである。この時「護衛役」をつとめたのが寺田正義(鹿児島警察署防犯少年課)であった。「カラスが鳴かない日があっても寺田さんが天文館にいない日はない」と寺田を知る人が言うくらい、「毎日勤務がすんだら天文館に行って、非行少女たちにもヤーヤーと声をかけて、更生の手伝いをすることを生甲斐としていた」人物である。

こうして皆で調べた結果を澄子は教えてもらう。相手方の男性は、「若い人より結婚している人

#### 山路滑子略伝<戦後編>

の方が多い。その中に教員が多かったんですよ。教育者が相当数いたことがショックでしたね。息抜きっていうことでしょうかね。そういう意味も含んでいるんじゃないかなあと思ってね。教員である以上は家庭においても威厳を保っていなきゃならない,そういう人たちがそういう所へ行けば,ほんとのその男の弱味を全部さらけ出すことができるわけでしょ。あれ実に微妙なもんだと思った」そうである。

澄子自身も志布志町へは行ったことがある。「当時志布志は非常に貧しかった。特に漁村ではあるし、半農半漁って言うんですか。たくさん娘たちが売られている」。志布志では「松元事件」の直後、1954(昭和29)年11月に集団人身売買事件が起こっており、売春婦の供給地の感があった。そこで澄子は貧困が売春を生み出している様相をまのあたりにする。また、「私なんかが話に行ったすると、自分の娘を自分の勝手にするのが何が悪いというようなことを絶叫するような父親がいたりしたの。娘は自分のものだって言うわけね。そういう人たちに、娘は自分(親)のものであると同時に、娘自身の人権というものがあるはずだ、と言ってもなかなかわからないのね。全然それがわからないの。親のために身を売るのは美談になるぐらいのことでしょ」。

親が我が子をどうしようと勝手という考えに加えて、さらに澄子たちを悩ませたのは女性一般の無関心さであった。「そういう制度(売春制度)がなくなると良家の子女が危くなるという声が婦人の中に相当多い。相当の知識階級の人でね、そういうところをなくせば自分たちの娘が危いと言う人がかなりいる。いわゆる防波堤という考えね。それ(売春婦)も人の子であるという観念が全然ないのね。自分の娘は大事だから守る、そのがわり人の娘はどうなってもいいというのと同じことでしょ。ずいぶん憤慨しましたよ。まだ若かったから、私も」。1904(明治37)年生まれの澄子は当時50歳。

この点については宮崎たかゐも次のように述べている。「中でも一番無関心だったのは家庭の主婦で,売春はまったく自分たちにはなんの関係もない別の社会問題だとし,口にすることさえさける状態だったのです。中には売春婦があるから良家の子女が安全だと,売春婦を性の防波堤と考えている母親も多かった。国民の平等の権利を尊重する民主主義社会で,売春婦の存続は許されるべきでないことはもちろん,ひいては同性である婦人全体が性の対象として物品でしかない地位にあるのだということや,さらに売春につながる男性(自分の夫)も権威を失墜していることを認識してくれる婦人は非常に少なかったのです。 $_{(26)}$ と、いわゆる防波堤説を支持する者は男12%,女41%という状況であった。 $_{(26)}$ 

しかしそもそも当時の人々に人権意識を求めるのは無理な話であった。「日本国憲法」に「基本的人権」がうたわれてから10年近くたっていたが、人々の意識は戦前とほとんど変わらず、ましてや日々の生活に追われる貧困の、それも澄子の暮らしからは想像を絶するような極貧の中にある人々にとっては、「人権」は遠い世界のことでしかなかった。だからこその澄子たちの活動であったのだ。

先に述べた「鹿児島県婦人団体連盟」の結成は、「売春は女性全体の問題であるから皆で一緒に 勉強して行こう」という女性全員に対する呼びかけでもあった。

このような中で、5月17日に鹿児島大学教育学部女子学生会が集会を開き、女子学生約100名、男

子学生約50名が参加、売春問題を取り上げて「これは結局女性自身がユウワクの手にのったのが原因で、経済問題、社会環境にもよるとはいえ、やはり本人がはっきりした態度がなかったからだ」と批判し、同時に男性の反省を促すためにも売春禁止法の制定が必要であると国会あてに決議文を打電したのは嬉しいニュースであった。この時学生たちの後援をしたのは教育学部助教授斉藤マサである。

### 4

6月3日,市川房枝・藤原道子両参議院議員が来鹿した。6月1日の夜東京を出発して鹿児島へ,3日4日を当地で過ごし、帰途福岡での講演会に出席して8日には帰京という強行軍(29) わずか2日の滞在であったが、「松元事件」その他の実態調査と地元婦人団体の活動状況視察を精力的に行なった。両議員の招聘は5月11日の申し合わせ事項を受けたもので、宮崎たかゐが「連絡やなんかは全部した」。

市川・藤原は3日午前6時頃鹿児島駅に到着。志布志へ直行して町長から説明を聞いた後,バラック街を一戸一戸視察,午後は同町公民館で開かれた「売春禁止法促進町民大会」に出席,翌4日は澄子が理事長をつとめる「鹿児島県婦人団体連盟」が主催する「売春禁止法制定促進大会」や,「鹿児島県全学生大会」に出席,大会終了後澄子ら代表者と懇談して今後「どうやったらいいかということやなにかをいろいろ話し合い」,午後11時過ぎの列車で福岡へ向かった88

両議員について,「藤原さんはいかにも闘士という感じ」だが,「市川さんは藤原さんとはまるで感じが違って,やわらかい,人間的なあたたかみを持っていた人」だったと,澄子はその時の印象を語っている。

4日の「売春禁止法制定促進大会」では何とも場違いな、澄子の表現によればいかにも「浪花節的」な、売春をして息子を大学にまでやった母親の話などが飛び出すというハプニングがあったらしいが、「それはまあ無視されちゃった」ようで、売春禁止条例の制定を県議会に働きかけること等、4項目についての決議がなされた88

その中で澄子たちがとりわけ熱心に取り組んだのは署名運動であった。

署名運動についてはすでに5月11日の申し合わせ事項にも入っており、5月13日に開かれた鹿児島市婦人会でも進めることが発表されていた $n_{(32)}$  市川・藤原両議員の来鹿を機に、国会でのさらなる活動に向けて一層拍車がかかることとなった。

この時にはいろいろな人々が街頭に立って署名を呼びかけた。「なかにはほんとに共鳴して一所 懸命な方もありました。(そういう人が)ずいぶんいらしたと思うんですけど,全部が全部そうじ ゃなかった」。澄子は会長の立場から「婦人会の人たちに指令を出したの,署名のね。それで各部 落で署名を取って来た。でもあとで恐ろしくなってしまった。会長さんが言うからしなくっちゃと いうだけのことなんですよ。心から思ってるわけじゃないの,みんなね。上の人の命令ひとつでど うにでも動くっていうね。そのことがあとになって恐ろしい気がしましたよ」。

戦前、ナチスドイツの巧みなプロパガンダを見ていて、初期の婦人会の活動でも「あのゲッペルスのやり方、あれだと思って」、映写機を町に買わせて映画を通したさまざまな啓蒙活動に飛び歩

#### 山路澄子略伝<戦後編>

いていた澄子であったが、それだけに、動かす側の考え次第で人々がどうにでも動いてしまうこと のこわさにぞっとするものを感じたようである。

以下、いささか余談めくが、会長という上の立場になってみて澄子は「婦人会といっても、県のしていることを末端が知らない」事実に気づいて愕然とする。そこで婦人会新聞の発刊を思い立ち、澄子が会長でいた2年間毎月出した。「会員全員が読めるように、婦人が知らなければならないこと、お料理や何かね、今の婦人雑誌のような役目よ、それと婦人会の活動の様子をね、書いて、とにかく毎月出した」。さすがに原稿集めには苦労したらしく、3ヶ月続くかと危ぶむ声もあったようだが、どこからも助成金をもらわず、年一円の会費だけを資金に不足分は苦労して広告を取るなどしてすべてボランティアでまかなったこの仕事は、「かえって好きなことがやりやすかった。今思うとだから面白かったんだなあ」ということである。

「私が婦人会でした仕事で一番(良かったの)は、一人の偉い人を作るよりも百人の普通の人に少しでも参加してもらうように」努力したことだと澄子は語っている。鹿児島県の婦人会活動の基礎は進駐軍の九州民事部で婦人教育を担当していたメリー・キングによって築かれた。キングの鹿児島滞在は1948(昭和23)年から49年にかけてのわずか1年であったが、一人一人の人間性が本当に生かされることが民主主義の土台であることを鹿児島の女性たちに教え、婦人会もその一番の基礎はグループ、それぞれの目的を持ったグループから作って行ってそれらが地域ということで寄り集まって一つの地域団体を作ればいいとの方針を示した。このキングの初期の指導は、彼女が去って数年後も受け継がれていたわけである。

さて、話を署名運動にもどすと、「男の人たちの中にも進んでやってくれる人がずいぶんありましたからね。激励してくれる方も」という具合で、次々とその数を増やして行くことができた。

5

6月10日,東京朝日講堂で「売春禁止法制定促進関東大会」が開かれた。4日の鹿児島での大会で代表をおくることを決議していたのに従って、澄子は内藤ふゆ子、萩原朝美(県農協婦人担当)と一緒にそれに参加するため上京した。

その折、この機会に県選出の国会議員に陳情しようということで初めて議事堂へ行き、床次徳二代議士の秘書の案内で議員室を軒並み訪問した。ある議員の部屋で、これまた陳情に来ていた売春業者たちと思いがけず鉢合わせするという一幕があった。澄子たちは法律制定促進のためにさまざまな活動をして来ていたが、一方の業者側は当時制定阻止にやっきになっており、選挙地盤を盾に取った攻勢や、果ては20万、30万単位の金が動いているという噂が飛ぶなど、双方必死の綱引き状態にあった。その時出会った業者たちは「もうふてぶてしいの。ニヤニヤしてるんですよ。何を言うかお前たちが、というような態度で、ほんとに腹が立った。そしてまたその代議士さんがね、ホラ陳情に来られたぞって相手の業者の人たちにね、からかうように言われた。その人ももう亡くなられたけれど。女たちがそんなことしたってなんにも力はないぞっていう態度でしたからね」。思い出すだに腹が立つという澄子の口吻である。また、鳩山春子夫人を訪問して協力を懇請したが、あまり強い反応がなかった事も残念であった。

こういう男性諸氏等に比べて,「女性代議士さんたちはみんな一所懸命なんですよ。(関東大会でも)是非鹿児島の状況を聞かせて」と言われて,澄子は「松元事件」に関する報告を大会会場ですることになった。

その関東大会の際、聴衆に澄子を紹介するために先に立ったある女性議員が、さる新聞をはっきり名指しであげて、事件に関係していたために記事を出さなかったと発言してしまった。その後で登壇した澄子はそれに対して抗議した。「ただ今言われましたことは取り消していただきたい。それぞれに立場がありますから。ただ地元のある新聞が報道しなかったということで、一般の人が知るのが遅かった事実は認めると言ったんですね。そしたらその時にはその問題の新聞社の特派員は来てなくて、共同通信の人がそのことを」伝えた。「ところが私を紹介した代議士さんのことばを(私が言ったかのように)伝えて、私自身のその後の弁明したことばは言ってない。それだもんで、(鹿児島に)帰って来たらその新聞社の編集長ともう一人が抗議に来た」。澄子が事情をよく説明したうえで、「私はあなたたちの名前は決して出さなかった。しかしあなた方がこういう事件を報道しなかったということは確かに大きな誤りじゃないかっていうことははっきり言いました。そしたら、まあ、おとなしく帰って行きました」という一件もあり、なかなか波乱に富んだ東京滞在であった。

この関東大会での澄子の発言は、「先月11日新聞報道で初めて松元事件の全容を知りました。それからにわかに婦人団が結束しました。大学でも高校でも男女学生がたち上りました。この事件の内容はまだ一部にしか知られていません。 "灯台下暗し"です。残念なのは一部の新聞がいまだに沈黙を守っていることです。と語った」と伝えられている。

6

この6月10日は、神近市子等19名による「売春等処罰法案」が国会に提出される予定の日でもあった。婦人議員団が関東大会の会場に法案提出の報告ができるようにと、準備を進めていたのである。

というのは、去る5月13日、藤原道子議員は参議院における緊急質問で、「鳩山内閣は、この全国の過半数を占める女性が心から願ってやまない売春処罰法を、今期国会に御提案になる御意志がありや否や」と政府につめ寄ったが、「目下関係各省の事務担当官において協議会を持ち、密接な関係を保ちつつ、鋭意成案の作成に努力をいたしておる次第でございます。」との花村四郎法務大臣の答弁 $(x_{34})$  政府提案は期待できないとして、議員立法としては4回目の法案提出をする手はずになっていたのだった。

ところがこの法案,10日には提出できなかった。民主・自由の両党から、党四役の承認の要あり とクレームがつき、保留という形になってしまったのである。

1948 (昭和23) 年6月,政府が第2国会に「売春等処罰法案」を初めて提出したが審議未了,続く同年10月からの第3国会で継続審議されたが,国会解散のため結局廃案。2回目は1953年3月,第15特別国会に伊藤修等5名の参議院法務委員会有志が提出。これも国会解散のため廃案。翌1954年5月,第19通常国会に神近市子等12名が,今度は衆議院に提出したが会期末で継続審議となり,

同年11月からの第20臨時国会に持ち越されたがこれは会期わずかに10日,審議未了のまま廃棄。これが3回目。翌12月,第21通常国会に再提出したが,また衆議院の解散で廃案,という具合で,この法案はすでに4回提出されて4回とも流れていた。最初の政府提案から丸7年目,5回目の提出とあって,提案者・賛成派は今度こそという意気込みであったし,この時期,全国的に「売春禁止法制定促進」の運動は最高潮の盛り上がりに達した感もあり,今国会では成立かとの期待が大きかっただけに,法案提出に際してのつまづきは関係者を落胆させ,その後の道のりの険しさを思わせた。

「提案はされたものの、会期の三分の二を過ぎた国会であってみれば、たとえ国会が延長されても、またまた審議未了として葬り去られる"陽のあたらない法案"に終わる可能性が大きい。」と、6月19日には報道されている。

法務委員会で法案の審議が行われている頃,7月14日,鹿児島では「鹿児島県売春禁止法制定促進委員会」が結成され、選子が委員長に選ばれた。副委員長は羽牟応輔県PTA会長。女性団体だけでなく、男性も含めたより大きな組織が誕生し、県下あげての法制定促進運動が展開されつつあった。

そして澄子は集まった署名簿を法務委員会の神近市子に託した。澄子によれば神近は「闘志満々、情熱家で、女性でも魅力を感じる人」だった。神近は「署名簿を初めにデンと置いて演説なすった」 そうである。

だが、7月19日の委員会での神近の発言は「私どものこの不幸な法案に対する弔辞を述べたい」という悲痛なことばで始まっている。「……よろしい、ともかくこれを否定なさって下さい、そして日本の全部を今のままさえひどいと思うのに、なおひどいものにする、そして家庭が破壊され、男女の幸福が破壊され、あるいは子供の教育が破壊され、あらゆる今の弊害のもと、このもとに手をつけないで一体何をなさろうというのか、私どもは静かに皆さんのおやりになるところを拝見していたいと思います。そして私どもは機会があればまたこの法案は次の国会にどういう形かで――同一の形かあるいは異なる形か、私どもは持ち出すつもりでございます。」と神近は述べたが、彼女らが「売春等処罰法案」を持ち出す機会は二度とめぐっては来なかった。

この日法務委員会で採決が行われたが、賛成者少数でこの法案は否決されてしまう。その後、民主党の山本条吉から「売春等に関する決議」として、「内閣に強力なる審議会を設け、……国会の審議を要するものについては次の通常国会に提出」すること等が提案された。神近は「この決議案はただいま否決されましたところの法案に対する世論の支持が非常に強い、そしてこれに反対する者に対する風当りが非常に強い、その風よけのために提案されたものと私は考えます。」と反対。社会党の福田昌子も、「この売春等処罰法案それ自体が超党派で提出された法案でありまして、その超党派提出の法案が不徹底な審議のままに結論を出されまして、そうして突如として政府与党からこういう奇妙な決議案が出されたのであります。……かような政府与党の態度は私どもといたしましてはまことに遺憾しごく……かような決議なる美名をもちまして、政府がやる意思のない売春対策を糊塗いたしまして、その売春政策をやる意思のないことをごまかそうとするこのことは……まことにその魂胆におきまして許すべからざる態度といわなければならない……」と反対意見をる

る開陳したが、賛成者多数で決議案の方は可決されてしまった。これを受けて21日、衆院本会議が開かれ、採決の結果、191対142で「法案は遂に葬られ決議案にすりかえられ」てしまった。

一方参議院でも法務委員会で予備審査が行われており、市川・藤原の他、宮城タマヨ・赤松常子が委員となっていたが、21日の衆院での否決により、「法案は消滅してしまった $_{\{42\}}$ 」 あきらめきれない市川らは「別の売春禁止法案を提出することを計画したが、これは会期の関係上放棄」せざるを得ず、女性たちの売春禁止法制定に賭けた運動は一頓挫をきたすこととなった。

結局5度目の提出によっても「売春等処罰法案」は成立することなく終わった。法律の制定は翌1956年5月,第24国会にまで持ち越され,政府提案による「売春防止法」という形で日の目を見ることになる。

澄子たちが望んでいたのはあくまで「禁止法」であり、一切の売春を許さないとする強い姿勢を 最後まで持ち続けていたが、結果的には「あいまい」で「弱いところ」のある「防止法」であきら めざるを得なかった。しかし、「防止法」第3条に(売春の禁止)として「何人も、売春をし、又 はその相手方となってはならない。」と記されたことによって、少くとも日本は売春を容認してい ないということを内外に示し得た点を、澄子らは喜び合った。

だがそれはもう少し先の話である。

#### おわりに

山路澄子の伝記の一部として、本稿では鹿児島県における売春禁止法制定促進運動の一端について述べてきた。この時期、女性たちの運動の中核を成していたのは既に記した通り、山路澄子・宮崎たかる・内藤ふゆ子・藤武五百子・萩原朝美・斉藤マサ・小田愛子の7人である。

当時公開されて話題になった黒沢明監督の映画「七人の侍」をもじって,この7人を「ある三文新聞が『七人の悪妻』」と呼んだ。7人全員がいわゆる「よそもん」で,「よそもんが鹿児島の恥(「松元事件」等)を日本中にさらしたと言ってね,すごく私の所へ抗議に来るっていうの」。前稿で述べたように,澄子は東京育ちだったが本籍は鹿児島にある,歴とした鹿児島県人であった。しかし当時,そのことは一般にあまり知られていなかった。澄子の「家の向かい側に主人の兄が住んでいて,たまたまその(三文)新聞をやっているのが兄の知人,兄の所へ行って話をしたらしいのね,これから苦情を言いに行くんだって。そしたら兄がね,いやあれは鹿児島人だよって。そしたらペシャンとなっちゃったって。もう来ませんでしたよ,そのまんま。よそもんだというので抗議をしようとしたんでしょうね。しかも,皆さんいろいろやってらした方はたくさんいらしたけれど,ま,表立って頂点にいるのが私のようになってたでしょ,ほんとはそうじゃないんだけどね。いつもそうなのよ,私ね,ひっぱり出されていつも責任者にさせられちゃうんでね」。

澄子のことば通り、代表者格にいつもかつぎ出されるのは澄子だったが、「私には細かく整えて行く事務的能力がないのね。お仕事をしたことがないでしょ。子どもは一ぺんは仕事をさせるべきだな。私に欠けてんのはその点」というわけで、実質的な部分で活動を引っぱったのは宮崎たかねであった。「公務員の立場から表立っての活動はある程度制約を受けられたでしょうが、動ける立場にある私共を叱咤激励しての御働きには目をみはるものがありました。……その当時を回想しま

#### 山路澄子略伝<戦後編>

すと室長さん(宮崎)のバックアップがあったからこそやって来られたのだと思います。」と、澄子は書いている8

この「七人の悪妻」のうち、内藤・萩原・宮崎・藤武の4人はこの順で既に鬼籍に入っている。 澄子以外の6人の6通りの人生と、「悪妻」たちの友情と連帯の物語は、いずれ別の機会に述べる 折があるだろう。

また、澄子を絶えず陰で支えていた夫、章の存在も見過ごせない。章は東京帝大の政治科を卒業するに際して婦人参政権問題をテーマに論文を書いたという「筋金入りのフェミニスト」である。外交官より司法官が希望だったそうだが、長い外交官生活でアメリカ・ドイツ等「外国の婦人をたくさん見ていましたからね。女がしっかりしなくちゃだめだぞって、日本は女がしっかりせにゃだめだぞってね。それがあったからやってこれたんでしょうねえ」と澄子は言う。売春禁止に関する運動を澄子がするにあたっては、「当然のことだからやりなさいって、それだけ」。家族も含めて、いろいろな人々の協力があったればこその澄子の活動であったことを付言しておく。

## 注

- 1 鹿児島女子短期大学附属南九州地域科学研究所報 第8号(1992·2)。
- 2 結果的に成立したのは「売春防止法」であったが、当時女性たちが望んでいたのは「売春禁止 法」であった。
- 3 芳即正『かごしま・くるわ物語―裏街道おんなの歴史―』丸山学芸図書(1989・12)。初出は 『みなみの手帖』第37号~第55号(1982・9~1988・9)。
- 4 吉井和子『薩摩おごじょ―女たちの夜明け―』春苑堂書店(1993・1)。
- 5 事件の概要については芳前掲書(注3)を参照されたい。
- 6 一部新聞には「松元道雄」とある。なお旅館名も「松元」「まつもと荘」など表記は各種報道紙によってまちまちで、事件の呼び方もそれに伴ってさまざまであるが、本稿では「松元事件」としておく。
- 7 宮崎たかゐの肩書きについて,芳前掲書(注3)には「鹿児島労働基準局の宮崎たかゐ婦人室 長」(p254),吉井前掲書(注4)には「労働省婦人少年室長」(p138)とあるが,いずれも誤 りで,正確には「労働省鹿児島婦人少年室長」である。
- 8 「第22回国会参議院会議録 第13号」(官報 号外 1955・5・13)の藤原発言。なお、芳前掲書(注3)には藤原氏の来鹿は「10月」(p254, p259)とあるが、「会議録」では「私は昨年9月に鹿児島へ参りまして」となっている。
- 9 鹿児島朝日新聞 1955・6・11。宮崎たかゐの事件調査報告では、事件の関係者として「社長9名、公務員11名、医師2名」等とある中に新聞社の「支局長3名」の記述が見える。この宮崎たか る資料については後述。
- 10 西日本新聞 1955 · 5 · 12。
- 11 『風紀についての世論 1953年3月総理府国立世論調査所実施』労働省婦人少年局(1953・9)。
- 12 労働省鹿児島婦人少年室1953年9月実施。18.5%は男女の平均で,男性17%,女性20%という回

答である。宮崎たかゐはこれに対して「予期以上に少いのに驚いた」とコメントしている(南日本新聞 1953・ $10\cdot 9$ )。

- 13 『売春問題について―婦人問題会議記録―』労働省婦人少年局(1952・6)。
- 14 何も知らないまま連れて行かれた少女ばかりではなかったことは調査結果により明かであるが、 15歳16歳の娘がお金欲しさに身体を売るなどということは澄子の理解を越えていたのだと思われ る。厳格な父親の監督下に育ち、性とは全く無縁のまま、「男女間の愛というのは精神的なものだ と思いこんで」結婚した澄子にしてみれば、それも当然だったかもしれない。「もうちょっと近松 物でも読んでおけば良かった」と笑いながら語る澄子である。
- 15 この点吉井前掲書 (注4) に「まず,婦人会を組織」 (p137) とあるのは著者の誤解ではないかと思う。
- 16 奥村五百子の提唱により、皇妃を総裁として、日本で最初に作られた婦人団体。創立趣意書は下田歌子の手になる。軍部や内務省の後押しで上流婦人が組織され、貴族趣味的傾向が強かった。
- 17 女性の参政権行使を記念して1949年4月に定められた。毎年4月10日から16日を「婦人週間」と呼び、現在も続いている。
- 18 「衆参婦人議員団誕生」『日本婦人問題資料集成 第1巻』ドメス出版(1978・8)所収 (初出は1953・12)。市川房枝「売春防止法の制定前後」『野中の一本杉一市川房枝随想集』』 新宿書房(1981・10)所収(初出は1980・1)。児玉勝子『覚書・戦後の市川房枝』(新宿書房 1985・6)。その他参照。
- 19 5月10日11日付の朝日新聞は『日本婦人問題資料集成 第1巻』(注18)にも収められている。
- 20 宮崎たかゐ資料「『松元事件』その後の情報について」。日付はないが、内容からみて、1955年5月11日付「婦発第110号、『松元事件』の調査に関する室の体制整備について」と題する労働省婦人少年局長(当時局長は2代目の藤田たき)からの依頼に対する報告の一種かと思われる。
- 21 宮崎たかゐ資料(注20)による。なお,芳前掲書(注3)では「5月11日,鹿児島婦人団体連盟を結成した」(p263)とあるが,宮崎資料の「準備委員」「発足について協議」等の語句からして正式発足を5月11日とは考えにくい。5月16日発足との関係者の話があり,「いまのところ結成は6月初旬ごろ」との5月25日付南日本新聞の記事もあるなど,「連盟」結成の日付についてははっきりしない。後考に待ちたい。
- 22 以上は澄子の話による。前掲(注21)の南日本新聞にはこのほか,高教祖,鹿大女子学生会,女医師助産婦,婦人有権者同盟,女性連盟,ともしび会などの名前が見える。
- 23 吉井前掲書(注4)では、「売春防止法の運動資金集めに、一人一円運動をした」(p138)としてあるが、この運動は以前から行なわれており、この一円は県婦人会の年会費であった。
- 24 週間朝日編『値段の明治・大正・昭和風俗史』 朝日文庫(1987・3)。大人の調髪平均料金,昭和28年140円,昭和32年150円とある。
- 25 南日本新聞 1954・11・19。なお1955年6月4日付西日本新聞には,1953年以降同町では237名 の人身売買があったとある。
- 26 「売春問題は他人事か」西日本新聞 1957・10・1。

- 27 南日本新聞 1953・11・6。
- 28 南日本新聞 1955・5・25。宮崎たかね資料(注22)。
- 29 市川房枝「鹿児島松元荘事件の教えるもの」(市川前掲書(注18)所収,初出は1955・6)。なお,児玉前掲書(注18)には「7月10日,現地に向かった」(p108)とあるが,これは誤りであろう。
- 30 南日本新聞 1955・6・4。西日本新聞 1955・6・4。両議員の志布志到着を南日本新聞では 「正午すぎ」西日本新聞では「午前10時半」とするなど、細かい点では一致していない事項も多い。
- 31 各項目については芳前掲書(注3)を参照されたい。なお、同書269ページに「10月4日」とあるのは「6月4日」の、270ページ「10月東京でひらかれる」は「10日」の、それぞれ誤りであろう。
- 32 宮崎たかね資料(注20)。
- 33 鹿児島朝日新聞 1955・6・11。
- 34 (注8)の「会議録」。
- 35 市川房枝「売春等処罰法案―提出から否決されるまで―」 市川前掲書(注18)所収(初出は 1955・8)。
- 36 芳前掲書(注3) にこの法案は「伊沢修, 宮城タマヨ両議員から出された」(p276) とあるが, 『日本婦人問題資料集成 第1巻』(注18) 所収の資料によれば, 発議者は「伊藤修, 岡部常, 宮城タマヨ, 金子洋文, 斎武雄」の5名である。
- 37 南日本新聞 1955 · 6 · 19。
- 38 鹿児島県売春防止対策委員会会報 1957・11・3。
- 39 「売春等処罰法案審議委員会議録」『日本婦人問題資料集成 第1巻』(注18)所収。
- 40 (注39) に同じ。『婦人問題資料集成 第1巻』には、同19日の模様を伝える朝日新聞も採録されているが、日付が「7月2日」(p660)とあるのは明らかに「20日」の誤植と思われる。同書巻末の初出・出典一覧では「7月20日」である。芳前掲書(注3)でも「7月2日」(p278)となっているが、これも同様の誤りであろう。
- 41 (注35) に同じ。
- 42 同上。
- 43 同上。
- 44 「共にたたかった思い出―売春防止法成立のころ―」『宮崎たかゐ追悼集 花も実も』 (1985・12) 所収。

## 後 記

本稿をなすにあたっては、小田愛子氏に懇切なるご教示と励ましをいただきました。また、資料 収集や録音テープ起こしなどの仕事については大和田明江氏(鹿児島女性学研究会会員)の協力に 大いに助けられました。ここに記して感謝いたします。

## 伊佐山潤子·関志比子

なお,筆者の未熟さのため至らない点が多々あることと思います。大方のご教示をよろしくお願 い致します。

## 訂 正

前稿<戦前篇>の「4」,澄子氏ご夫君山路章氏の外務省欧亜局勤務時代を述べた部分に一部誤りがありましたので訂正いたします。

43ページ下から2行目に「欧亜局第二課長」とあるのを「第二課勤務」に、44ページ下から11行目の「直接担当の第二課長」を「第二課員」に、それぞれ訂正します。

章氏は1934(昭和9)年から38(昭和13)年まで欧亜局に勤めておられましたが、第二課長になられたのは1936(昭和11)年9月のことであり、34年の帰国時に「欧亜局第二課長」であったように記述したのは筆者の誤りでした。ただし、仕事の内容に関しては本文に記した通りで、36年11月の「日独防共協定」締結の際には第二課長でした。

改めて関係各位におわびいたします。

なお、この件については、南日本新聞社の宮下正昭氏から大変有難いご指摘をいただきました。 あつくお礼申し上げます。